

令和7年度 北秋田市住宅リフォーム支援事業Q&A【目次】
(令和7年4月11日更新)

<補助金交付申請に関すること>

1-0	用語の定義
1-1	交付対象となる条件とは？
1-2	子育て世帯とは？
1-3	中古住宅購入型の対象となる条件とは？
1-4	移住者対象の条件とは？
1-5	移住者加算の申請期限はありますか？
1-6	リフォーム後に転居(市外からの転入含む)する場合、申請することは可能ですか？
1-7	各種別の補助率・補助金額について
1-8	申請書の入手方法及び申請窓口はどこですか？
1-9	申請はどのタイミングで行えばよいですか？
1-10	必要な添付書類とは？
1-11	申請書に添付する写真について
1-12	添付書類のカatalogとは？
1-13	完了実績報告が期限までに間に合わない場合はどうしたらよいですか？
1-14	工事契約が建築工事・電気工事・水道工事等と別々に分かれている場合、どのように申請したらよいですか？
1-15	条件に市内業者であることとありますが、個人の大工さんでも申請可能ですか？
1-16	対象工事と対象外工事がある場合は、契約書・見積書を分ける必要がありますか？

1-17	複数の種別に該当しますが、それぞれ申請することはできますか？
1-18	補助金は何度でも申請できますか？
1-19	申請時と世帯構成が変わった場合、補助種別の変更はできますか？

<工事に関すること>

2-1	補助対象となるリフォーム工事とは、どんな工事ですか？
2-2	別荘、賃貸住宅のリフォーム等工事は補助対象の対象になりますか？
2-3	独立している、車庫・物置は補助対象になりますか？
2-4	アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？
2-5	エアコン、暖房器具を設置した場合、本体費用は補助対象になりますか？
2-6	カーテン、ブラインド、ロールスクリーンの設置工事は補助対象になりますか？
2-7	太陽光発電システムの設置工事は対象になりますか？
2-8	中古住宅をリフォーム等した後、購入する場合、補助対象になりますか？
2-9	自分が大工で、自宅をリフォーム等する場合は補助対象になりますか？
2-10	新築・全面改築の場合は補助対象になりますか？
2-11	解体工事は補助対象になりますか？
2-12	住宅以外の建物を住宅に模様替えする場合は補助対象になりますか？
2-13	ウッドデッキの設置は補助対象になりますか？

<その他>

3-1	申請時の工事内容を工事途中で変更しましたが、何か手続きが必要ですか？
-----	------------------------------------

3-2	工事完了後、支払が済んでおらず、領収書がない状態でも、実績報告書を提出することが出来ますか？
3-3	秋田県の住宅リフォーム推進事業と市の事業を同時に申請することは出来ますか？

令和7年度 北秋田市住宅リフォーム支援事業Q&A

本事業について、これまで問い合わせが多かった事項を掲載していますので、ご確認をお願いします。

ご不明な点がありましたら、建設課都市計画住宅係までお気軽にご相談ください。

北秋田市 建設部 建設課 都市計画住宅係 TEL：0186-72-5246

1. 補助金交付申請に関すること

1-0 用語の定義

- ①「住宅」…居住用の住宅、車庫及び物置をいいます（事業用は本事業の対象となりません）
- ②「増改築」…既存の住宅の増築又は一部を解体し作り替えることをいいます
- ③「リフォーム」…住宅の機能及び性能を維持又は向上させるため、修繕等を行うことをいいます
- ④「リフォーム等」…増改築及びリフォームをいいます
- ⑤「災害復旧」…自然災害に伴う住宅被害（市の証明を受けた被害に限ります）の復旧をいいます

1-1 申請対象となる条件とは？

・次の①～⑧全ての項目に該当している場合、申請の対象となります。

①北秋田市にある次のいずれかに該当する住宅（別荘等を除く）であること。併用住宅の場合は住宅部分が建物全体の延べ面積の1/2以上であること。

- ・申請者が所有し、居住する住宅であること
 - ・申請者の配偶者、親又は子が所有し、申請者が居住する住宅であること
 - ・申請者が所有する住宅で、申請者の配偶者、親又は子が居住する住宅であること
- ※上記と同等と認められる場合は対象となりますので、お問い合わせください。

②対象住宅が賃貸物件でないこと

③新築住宅のリフォームの場合は、所有権を取得してから1年を経過している住宅であること

④北秋田市に住民登録されている方（工事完了後、直ちに住民登録ができる方）であること

⑤申請者及び同居家族が市民税、固定資産税、国保税、軽自動車税等の市税を滞納していないこと

⑥工事金額が30万円以上（消費税含む）であること（対象外工事を除く）

⑦北秋田市内に本店がある法人、住民登録している個人事業者が工事をする事

⑧原則として、リフォーム等工事着手前の申請であること

※令和4年度以降に北秋田市住宅リフォーム支援事業を利用した方は、交付を受けた補助金額が限度額に達していない場合（災害復旧型を除く）、再度申請することが出来ます。

1-2 子育て世帯とは？

- ・18歳以下の方（平成19年4月2日以後に生まれた方）が同居している世帯になります。
- ・妊娠中の場合も対象となります。（申請時に母子手帳の写しの添付をお願いします。）

1-3 中古住宅購入型の対象となる条件とは？

・所有権を取得した日を起算日として建築後10年を超えた住宅で、かつ取得年月日が令和6年4月1日以降の住宅において、本事業に該当するリフォーム等工事を行う場合に対象となります。

1-4 移住者対象の条件とは？

・5年以上北秋田市以外で生活（学生期間等を除く）した後、再び北秋田市に住民登録をした方、または、新たに北秋田市に住民登録する方が対象になります。

1-5 移住者加算の申請期限はありますか？

・北秋田市に住民登録してから3年以内に申請された方が対象になります。

1-6 リフォーム後に転居（市外からの転入含む）する場合、申請することは可能ですか？

・申請時点で別の住所であっても、申請は可能です。ただし、実績報告時には北秋田市に住民登録している必要があります。（住民票を添付していただきます。）

1-7 各種別の補助率・補助金額について

種別	補助率	下限	上限
①一般型	10%	30,000	100,000
②子育て応援型	15%	45,000	300,000
③中古住宅購入型	20%	60,000	400,000
④災害復旧型	10%	30,000	100,000
※移住者加算	15%	45,000	300,000
※下水道接続工事加算 （下水道接続工事・ 000000浄化槽設置工事）	定額5万円		

※上記の①～③についてはいずれかの申請となり、移住者・下水道接続工事加算対象に該当する場合は、申請額に応じ加算されます。④については、①～③と別枠で申請することができます。

1-8 申請書の入手方法及び申請窓口はどこですか？

- ・申請書は、北秋田市HPからダウンロードしていただくか、下記庁舎に配置しております。
- ・申請書等の受付は、下記庁舎のいずれでも可能ですが、お急ぎの場合は建設課都市計画住宅係（森吉庁舎内）へ直接ご持参ください。
- ・申請書配置・提出書類受付窓口（8：30～17：15 ※土日・祝日等閉庁日を除く）
 - ①建設課都市計画住宅係（森吉庁舎内）
 - ②市役所本庁舎（1階 生活環境課くらしの安全係）
 - ③合川庁舎（合川総合窓口センター）
 - ④阿仁庁舎（阿仁総合窓口センター）
 - ⑤大阿仁出張所

1-9 申請はどのタイミングで行えばよいですか？

・原則として、工事着手前に申請してください。また、現地確認をさせていただく場合があります。

1-10 必要な添付書類は何ですか

・申請の種類・工事内容ごとに異なります。詳しくは「添付書類一覧」をご確認ください。

1-11 申請書に添付する写真について

- ・住宅の全景写真4面（外構等により撮影出来ない場合は、可能面数を撮影）
- ・工事予定箇所の現況写真（該当箇所全て撮影）

※足場を必要とする箇所や、取壊し後でなければ確認出来ない箇所については、申請時点での写真の添付は不要とします。ただし、実績報告書時の写真には必ず添付してください。

1-12	添付書類のカatalogとは何ですか？ ・取り付ける製品の金額、型番が記載されているカatalogの写しを提出してください。
1-13	完了実績報告が期限までに間に合わない場合はどうしたらよいですか？ ・完了実績報告書の提出期限を過ぎて提出された場合は、補助金交付決定が取り消しとなりますので、報告書提出期限を厳守してください。
1-14	工事契約が建築工事・電気工事・水道工事等と別々に分かれている場合、どのように申請したらよいですか？ ・まとめて申請することが出来ます。ただし、各施工業者の契約書、見積書の提出が必要です。
1-15	条件に市内業者であることとありますが、個人の大工さんでも申請可能ですか？ ・申請可能です。北秋田市内に住民登録している大工・工務店でもかまいません。また、法人の場合は北秋田市内に本店があることが条件となります。
1-16	対象工事と対象外工事がある場合は、契約書・見積書を分ける必要がありますか？ ・見積書を分ける必要はありませんが、補助対象と対象外が分かる見積書（対象外の工事費の色を変える、または、アンダーラインを引き分かりやすくした物）の提出をお願いします。
1-17	複数の種別に該当しますが、それぞれ申請することはできますか？ ・複数の補助種別を重複して申請することはできません。該当する種別の中から1つを選んで申請してください。
1-18	補助金は何度でも申請できますか？ ・令和4年度以降に本事業を利用した方は、交付を受けた補助金額（災害復旧型を除く）が限度額に達していない場合、複数回申請することができますが、申請できるのは原則として年度につき1回限りとなります。 - また、補助金の限度額は「申請者」ではなく「住宅」を単位として判定します。
1-19	申請時と世帯構成が変わった場合、補助種別の変更はできますか？ ・申請書の提出後、出生や転入により世帯構成が変わったことにより、補助種別の変更が生じる場合は、条件変更申請書により変更申請の手続きを行ってください。

2. 工事に関すること

2-1	補助対象となるリフォーム等工事とは、どんな工事ですか？ ・「別表2 補助対象工事一覧」をご確認ください。
2-2	別荘、賃貸住宅のリフォーム等工事は補助対象になりますか？ ・補助対象となりません。

2-3	独立している、車庫・物置は補助対象になりますか？ ・同一敷地内にある住宅用の別棟の車庫、物置などの新築・増改築・リフォームも補助対象となります。 (農業や自営業等事業用の車庫・物置などは対象となりません。)
2-4	アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？ ・補助対象となります。
2-5	エアコン、暖房器具を設置した場合、本体費用は補助対象になりますか？ ・配線・配管工事を伴う場合、本体費用も補助対象となります。
2-6	カーテン、ブラインド、ロールスクリーンの設置工事は補助対象になりますか？ ・改築・内装工事を伴い設置する場合、補助対象となります。購入のみは補助対象となりません。
2-7	太陽光発電システムの設置工事は補助対象になりますか？ ・補助対象となりません。
2-8	中古住宅をリフォーム等した後、購入する場合、補助対象になりますか？ ・補助対象となりません。住居取得後（所有権移転後）の該当工事が対象となります。
2-9	自分が大工で、自宅をリフォーム等する場合は補助対象になりますか？ ・材料や機器の購入合計が30万円以上である場合、補助対象となります。ただし、本人の施工の手間は補助対象になりません。申請の際には、材料の内容及び購入費用が分かる見積書等を添付して下さい。なお、本人が購入のみで設置や施工工事は業者に依頼した場合、請負工事となりますので見積書及び契約書の写しを添付してください。
2-10	新築・全面改築の場合は補助対象になりますか？ ・補助対象となりません。既存住宅のリフォーム等工事が補助対象です。 ただし、同一敷地内にある住宅用の別棟の車庫、物置などの新築・全面改築は補助対象となります
2-11	解体工事は補助対象になりますか？ ・解体工事のみは、補助対象となりません。ただし、工事箇所を解体しリフォームする場合は、補助対象となります。 (例)既存の風呂場を解体後、新たにユニットバスを改築する 〇〇既存和室を解体し、洋室に変える 既存の屋根のみを解体し、新たな勾配屋根を改築する 等
2-12	住宅以外の建物を住宅に模様替えする場合は補助対象になりますか？ ・住宅以外の建物又は併用住宅の住宅以外の部分を住宅の用途に模様替えする工事を行い、住宅として利用するものであれば補助対象となります。なお、独立した建物を模様替えする場合、居住室・台所・風呂・便所といった住宅としての機能が備わっていない場合は補助対象となりません。

2-13 ウッドデッキの設置は補助対象になりますか？

・基礎工事や現場施工を行い、住宅に固定するものであれば補助対象となります。（住宅から離れているものや完成品を設置するだけのものは補助対象となりません。）併用住宅の場合は住宅部分が建物全体の延べ面積の1/2以上である場合補助対象となります。

3. その他

3-1 申請時の工事内容を工事途中で変更しましたが、何か手続きが必要ですか？

・変更内容を確認させていただきますので、建設課都市計画住宅係まで必ず連絡をお願いします。内容により、変更申請手続きをあらためてお願いする場合があります。

3-2 工事完了後、支払が済んでおらず、領収書がない状態でも、実績報告書を提出することが出来ますか？

・実績報告書には、工事代金の支払いが確認できる書類の添付が必要なことから、受付することは出来ません。また、万が一、施工業者への支払期日が本事業の終了期間を過ぎた場合は、補助金交付決定の取り消しとなります。

3-3 秋田県の住宅リフォーム推進事業と市の事業を同時に申請することはできますか？

・県の補助要件に該当する場合は、それぞれ申請することができます。ただし、申請窓口・申請書類等がそれぞれ異なりますので、事前に確認をするなどの対応をお願いします。